

議第105号

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例の制定について

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 9 月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市宿泊税条例の一部を改正する条例

京都市宿泊税条例の一部を次のように改正する。

第3条中「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。